

淡路広域水道企業団個人情報の保護に関する法律施行規則

令和5年4月1日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）及び淡路広域水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年淡路広域水道企業団条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報ファイル簿)

第2条 法第75条第1項の個人情報ファイル簿は、個人情報ファイル簿（単票）（様式第1号）を編綴した帳簿によるものとする。

(開示請求書等)

第3条 法第77条第1項の開示請求書は、保有個人情報開示請求書（様式第2号）とする。

2 条例第5条の規定により淡路広域水道企業団の企業長（以下「企業長」という。）が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求をする者の本人又は令第13条に規定する代理人の別
- (2) 開示請求に係る保有個人情報の本人の状況、氏名及び住所又は居所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、企業長が定める事項

3 企業長は、法第77条第3項の規定により開示請求書の補正を求めるときは、当該開示請求をした者に対し、その旨を保有個人情報開示請求書補正通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(開示決定通知書等)

第4条 法第82条第1項の書面は、保有個人情報開示決定通知書（様式第4号）とする。

2 法第82条第2項の書面は、保有個人情報不開示決定通知書（様式第5号）とする。

(開示決定等期限延長通知書)

第5条 法第83条第2項の書面は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（様式第6号）とする。

(開示決定等期限特例延長通知書)

第6条 法第84条の書面は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（様式第7号）とする。

(開示請求事案移送書等)

第7条 企業長は、法第85条第1項の規定により他の行政機関の長等に事案を移送するときは、当該他の行政機関の長等に対し、その旨を保有個人情報開示請求事案移送書（様式第8号）により通知するものとする。

2 法第85条第1項の書面は、保有個人情報開示請求事案移送通知書（様式第9号）とする。

(第三者意見照会書等)

第8条 法第86条第1項の規定による通知は、保有個人情報の開示決定等に関する第三者意見照会書（様式第10号）により行うものとする。

2 法第86条第1項の意見書は、保有個人情報の開示決定等に関する意見書（様式第11号）とする。

3 法第86条第2項の書面は、保有個人情報の開示決定等に関する第三者意見照会書（様式第12号）とする。

4 法第86条第2項の意見書は、保有個人情報の開示決定等に関する意見書とする。

5 法第86条第3項の書面は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書（様式第13号）とする。

（保有個人情報の開示の実施の方法）

第9条 令第23条の規定により企業長が定める文書又は図画の閲覧の方法は、当該文書又は図画（法第87条第1項ただし書の規定が適用される場合にあつては、次項第1号に規定するもの）その他当該文書又は図画の種別等を勘案して企業長が定めるものを閲覧する方法とする。

2 令第23条の規定により企業長が定める文書又は図画の写しの交付の方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番（以下この条において「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものの交付（次号に掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、企業長がこれにより難しい場合と認めるにあつては、当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列1番（次号において「A1判」という。）又は日本産業規格A列2番（次号において「A2判」という。）の用紙に複写したものの交付（次号に掲げる方法に該当するものを除く。）。)

(2) 当該文書又は図画を複写機によりA3判以下の大きさの用紙にカラーで複写したものの交付。ただし、企業長がこれにより難しい場合と認めるにあつては、当該文書又は図画を複写機によりA1判又はA2判の用紙にカラーで複写したものの交付

3 法第87条第1項の規定により企業長が定める電磁的記録の開示の実施の方法は、次に掲げる方法であつて、淡路広域水道企業団がその保有する機器、処理装置又はプログラムにより行うことができるものとする。

(1) 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

(2) 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴

(3) 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付（次号に掲げる方法に該当するものを除く。）。)

(4) 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付

(5) 前各号に掲げるもののほか、当該電磁的記録の種別等を勘案して企業長が定める方法

（開示の実施方法等申出書）

第10条 令第26条第1項の書面は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書（様式第14号）

とする。

(写しの送付に要する費用の納付の方法)

第11条 令第28条第4項の地方公共団体の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 郵便切手で納付する方法
- (2) 企業長の発する納入通知書その他の納入に関する書類により納付する方法
- (3) 前2号に掲げるもののほか、企業長が定める方法
(訂正請求書)

第12条 法第91条第1項の訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(様式第15号)とする。

(訂正決定通知書等)

第13条 法第93条第1項の書面は、保有個人情報訂正決定通知書(様式第16号)とする。

2 法第93条第2項の書面は、保有個人情報不訂正決定通知書(様式第17号)とする。

(訂正決定等期限延長通知書)

第14条 法第94条第2項の書面は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書(様式第18号)

とする。

(訂正決定等期限特例延長通知書)

第15条 法第95条の書面は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書(様式第19号)

とする。

(訂正請求事案移送書等)

第16条 企業長は、法第96条第1項の規定により他の行政機関の長等に事案を移送するときは、当該他の行政機関の長等に対し、その旨を保有個人情報訂正請求事案移送書(様式第20号)により通知するものとする。

2 法第96条第1項の書面は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書(様式第21号)とする。

(提供先への訂正決定通知書)

第17条 法第97条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書(様式第22号)とする。

(利用停止請求書)

第18条 法第99条第1項の利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書(様式第23号)

とする。

(利用停止決定通知書等)

第19条 法第101条第1項の書面は、保有個人情報利用停止決定通知書(様式第24号)とする。

2 法第101条第2項の書面は、保有個人情報利用不停止決定通知書(様式第25号)とする。

(利用停止決定等期限延長通知書)

第20条 法第102条第2項の書面は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書(様式第26号)とする。

(利用停止決定等期限特例延長通知書)

第21条 法第103条の書面は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書(様式第

27号) とする。

(諮問通知書)

第22条 法第105条第2項の規定による通知は、淡路広域水道企業団個人情報保護審査会諮問通知書(様式第28号)により行うものとする。

(補則)

第23条 この規則に定めるもののほか、法、令及び条例の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(淡路広域水道企業団個人情報保護条例施行規則の廃止)

2 淡路広域水道企業団個人情報保護条例施行規則(平成22年淡路広域水道企業団規則第1号)は、廃止する。

(淡路広域水道企業団個人情報保護審査会規則の廃止)

3 淡路広域水道企業団個人情報保護審査会規則(平成23年淡路広域水道企業団規則第4号)は、廃止する。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

個人情報ファイル簿 (単票)

個人情報ファイルの名称		
行政機関等の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備 考		

作成日 (最終更新日) : 年 月 日

保有個人情報開示請求書

年 月 日

淡路広域水道企業団

企業長 様

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

--

2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。 ＜実施の方法＞ <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付
イ 写しの送付を希望する。

3 手数料

手数料	円
-----	---

4 本人確認等

ア 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）

第 号
年 月 日

（開示請求者） 様

淡路広域水道企業団
企業長



保有個人情報開示請求書補正通知書

年 月 日付で提出のあった保有個人情報開示請求書については、形式上の不備がありますので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第3項の規定に基づき、下記のとおり補正されるよう通知します。

なお、下記4の期限までに補正がなされない場合には、補正の意思がないものとして取り扱います。

記

1 補正の対象となる事項

手数料が納付されていないか、又は手数料の納付額が不足しています。

納付不足額 円

保有個人情報開示請求書の記載に、次のような不備があります。

2 補正の方法

(1) 手数料が未納付の場合又は手数料の納付額が不足している場合
同封の納入通知書により、上記1の不足額を納付してください。

(2) 保有個人情報開示請求書の記載に不備がある場合
同封の保有個人情報開示請求書の写しを訂正の上、下記1の提出先に郵送し、又は持参してください。

3 補正に必要な文書等の提出先

4 補正の期限

年 月 日

<本件連絡先>

担 当：
電 話：
F A X：

第 号
年 月 日

（開示請求者） 様

淡路広域水道企業団
企業長



保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

- 1 開示する保有個人情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

- 2 不開示とした部分とその理由

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、淡路広域水道企業団企業長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に淡路広域水道企業団を被告として、神戸地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

- 3 開示する保有個人情報の利用目的

- 4 開示の実施の方法等（裏面（又は同封）の説明事項をお読みください。）

(1) 開示の実施の方法等
(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所 期間： 年 月 日から 年 月 日まで（休日を除く。） 時間： 場所：
(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

<本件連絡先>

担 当：
電 話：
F A X：

第 号
年 月 日

（開示請求者） 様

淡路広域水道企業団
企業長



保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、淡路広域水道企業団企業長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、淡路広域水道企業団を被告として、神戸地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

担 当：
電 話：
F A X：

第 号
年 月 日

（開示請求者） 様

淡路広域水道企業団
企業長



保有個人情報開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第83条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>

担 当：
電 話：
F A X：

第 号
年 月 日

（開示請求者） 様

淡路広域水道企業団
企業長



保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第84条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第84条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日

<本件連絡先>

担 当：
電 話：
F A X：

第 号
年 月 日

（他の行政機関の長等）様

淡路広域水道企業団
企業長



保有個人情報開示請求事案移送書

年 月 日付で請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____
添付資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	（複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨）

<本件連絡先>

担 当：
電 話：
F A X：

第 号
年 月 日

（開示請求者） 様

淡路広域水道企業団
企業長



保有個人情報開示請求事案移送通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：

<本件連絡先>

担 当：
電 話：
F A X：

（第三者利害関係人） 様

淡路広域水道企業団
企業長



保有個人情報の開示決定等に関する第三者意見照会書

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつきご意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	（組織名） （所在地）〒 -
意見書の提出期限	年 月 日

<本件連絡先>

担 当：
電 話：
F A X：

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

淡路広域水道企業団
企業長

様

(ふりがな)

氏名又は名称

(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関してのご意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

第 号
年 月 日

（第三者利害関係人） 様

淡路広域水道企業団
企業長



保有個人情報の開示決定等に関する第三者意見照会書

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつきご意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号、 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	(組織名) (所在地) 〒 -
意見書の提出期限	年 月 日

<本件連絡先>
担 当：
電 話：
F A X：

第 号
年 月 日

（反対意見書を提出した第三者）様

淡路広域水道企業団
企業長



反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書

（あなた、貴社等）から 年 月 日付で「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定をいたしましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、淡路広域水道企業団企業長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、淡路広域水道企業団を被告として、神戸地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

担 当：
電 話：
F A X：

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

淡路広域水道企業団

企業長 様

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号：

日 付： 年 月 日

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実施の方法	
	(1) 閲覧	① 全部 ② 一部 ()
	(2) 写しの交付	① 全部 ② 一部 ()

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後 時 分

4 「写しの送付」の希望の有無 { 有 : 同封する郵便切手等の額 円 }
無

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

淡路広域水道企業団

企業長 様

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ _____ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）

第 号
年 月 日

（訂正請求者） 様

淡路広域水道企業団
企業長



保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、淡路広域水道企業団企業長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、淡路広域水道企業団を被告として、神戸地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

< 本件連絡先 >

担 当：
電 話：
F A X：

第 号
年 月 日

（訂正請求者） 様

淡路広域水道企業団
企業長



保有個人情報不訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正をしないこと とした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、淡路広域水道企業団企業長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、淡路広域水道企業団を被告として、神戸地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

担 当：
電 話：
F A X：

第 号
年 月 日

（訂正請求者） 様

淡路広域水道企業団
企業長



保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>

担 当：
電 話：
F A X：

第 号
年 月 日

（訂正請求者） 様

淡路広域水道企業団
企業長



保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

< 本件連絡先 >

担 当：
電 話：
F A X：

第 号
年 月 日

（他の行政機関の長等） 様

淡路広域水道企業団
企業長



保有個人情報訂正請求事案移送書

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____
添付資料等	・ 訂正請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	（複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨）

< 本件連絡先 >

担 当：
電 話：
F A X：

第 号
年 月 日

（訂正請求者） 様

淡路広域水道企業団
企業長



保有個人情報訂正請求事案移送通知書

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
備考	

<本件連絡先>

担 当：
電 話：
F A X：

第 号
年 月 日

（他の行政機関の長等） 様

淡路広域水道企業団
企業長



保有個人情報提供先への訂正決定通知書

（他の行政機関の長等）に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報の特定 するための情報	（氏名、住所等）
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容 及び理由	（訂正内容） （訂正理由）

<本件連絡先>

担 当：
電 話：
F A X：

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

淡路広域水道企業団

企業長 様

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第99条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____、日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 _____
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ _____ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）

第 号
年 月 日

（利用停止請求者） 様

淡路広域水道企業団
企業長



保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	<p>（利用停止決定の内容）</p> <p>（利用停止の理由）</p>

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、淡路広域水道企業団企業長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、淡路広域水道企業団を被告として、神戸地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

担 当：
電 話：
F A X：

第 号
年 月 日

（利用停止請求者） 様

淡路広域水道企業団
企業長



保有個人情報利用不停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止をしないこ ととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、淡路広域水道企業団企業長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、淡路広域水道企業団を被告として、神戸地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

担 当：
電 話：
F A X：

第 号
年 月 日

（利用停止請求者） 様

淡路広域水道企業団
企業長



保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>

担 当：
電 話：
F A X：

第 号
年 月 日

（利用停止請求者） 様

淡路広域水道企業団
企業長



保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>

担 当：
電 話：
F A X：

第 号
年 月 日

（審査請求人等）様

淡路広域水道企業団
企業長



淡路広域水道企業団個人情報保護審査会諮問通知書

年 月 日付けの淡路広域水道企業団企業長に対する審査請求について、下記のとおり淡路広域水道企業団個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
審査請求に係る開示決定等 [訂正決定等、利用停止決定等]	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日・ 諮問 号

<本件連絡先>

担 当：
電 話：
F A X：